

法人税減税による企業活性化

— どのような政策が必要か —

日本経済を活性化させる手段として法人税減税を望む声は根強い。鳩山新政権は中小企業向けの優遇税率の引き下げを2011年度以降に実施する予定だが、その効果は限定的で迫力不足の感は否めない。国内の企業活動全体を活性化するのであれば、中小企業にとどまらず、大企業を含めた形の法人税減税が必要である。

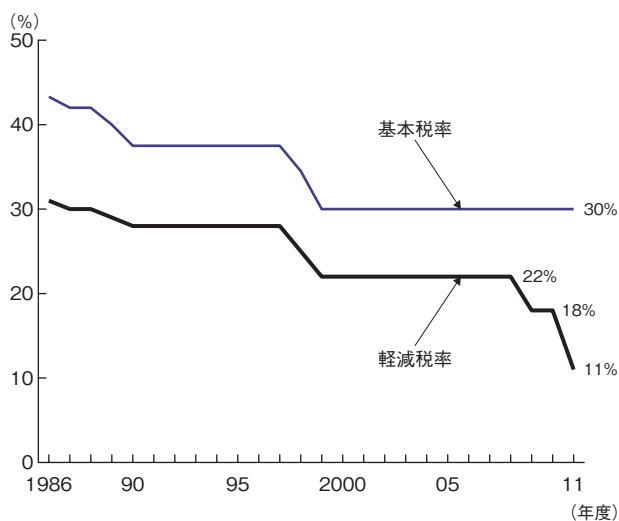
鳩山新政権の政策には、子ども手当や高速道路無料化など家計重視の政策が多く、経済の成長戦略が欠けているとの批判が多い。少子化が進行するなかで日本経済が持続的な成長を続けるためには、需要を追加するだけでなく、日本経済の供給力を高める必要がある。新政権の企業向け政策のなかには、確かに企業支援策として中小企業向けの優遇税率の引き下げが盛り込まれているが、それだけでは力不足であろう。

現在、日本の法人税の標準税率は30%であり（地方税を含めれば40%）、資本金1億円以下の中小企業には売り上げが800万円以下の部分に対して軽減税率が適用されている。軽減税率は2008年度まで22%

であったが、金融危機後の景気後退への対応として2009年度から18%に引き下げられた。鳩山新政権の政策は、この軽減税率をさらに11%まで引き下げるというものである（図表1）。

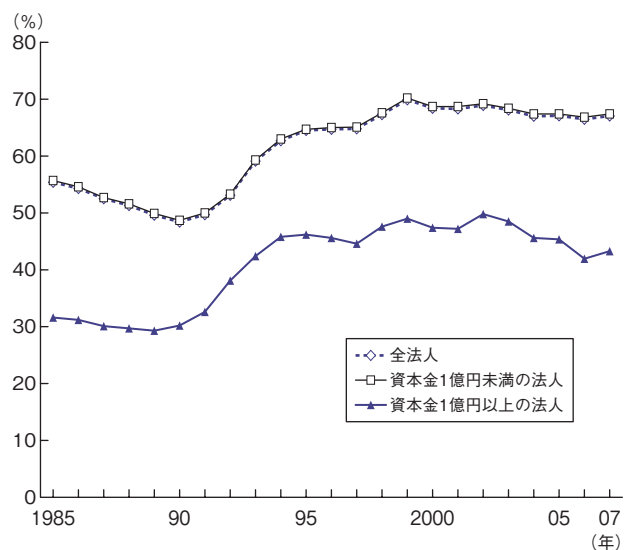
新政権が2011年度以降に導入を検討している中小企業に対する法人税減税は、景気低迷にあえぐ中小企業にとって朗報ではあろうが、日本経済全体を活性化する効果についてはあまり期待できない。第一に、中小企業に占める欠損法人の割合が7割近くに上るからである（図表2）。中小企業向けの法人税率引き下げの税収への影響は2,000億円程度と見込まれているが、こうした政策コストの小ささは政策効果が限定的なことを意味している。

●図表1 法人税率の推移



(注)2010～11年度は見込み。
(資料)財務省資料よりみずほ総合研究所作成

●図表2 欠損法人割合の推移



(資料)財務省資料よりみずほ総合研究所作成

第二に、景気低迷に苦しむ中小企業に手を差し伸べるだけでは日本企業の持続的な成長が見込めないことである。不況に苦しむ中小企業に焦点を当てた政策が時と場合によっては必要であり、世界的な景気低迷期の今がその時との考え方は理解できる。しかし、短期的な企業救済を目的とする政策に加えて、日本経済の持続的な成長パスが描ける政策もやはり必要であり、このためには大企業を含めた法人税減税による日本経済の供給力向上が欠かせない。

なぜ中小企業が優遇されるのか

日本の過去を振り返っても諸外国の例をみても、中小企業に対する法人税には軽減税率が適用されるのが普通である。なぜであろうか。

租税論の考え方からすれば、法人税のような資本に対しては一律に課税すべきというのが原則である。個人に対する課税では、垂直的な公平性を実現するために、所得の高い人ほど高い税金を払う累進税が望ましい。累進性の程度については人々の価値観によって違いがみられるが、累進税を課すこと自体にはほとんど異論はない。これに対して、法人税の場合は、法人間の所得の垂直的公平性を税制が考慮する必要は全くない。なぜなら、法人所得がすべて株主に対する配当として個人に還元されるとすれば、垂直的公平性の確保は個人段階の所得税で行われればよいからである。

租税原則からみて、法人税で中小企業が優遇される理由は、規模の小ささから生じる事務コストの高さへの配慮等である。本来、こうした観点から中小企業をどの程度優遇すべきかを検討すべきであり、少なくとも垂直的公平の観点から中小企業に対する優遇措置が考えられるべきではない。まずは、資本に対しては基本的には一律課税が望ましいとの立場で法人税を捉えることが大切である。

どのような法人税減税が必要か

では、中小企業のみならず大企業を含めた法人税減税が実施されるとして、具体的にどのような措置が必要であろうか。法人税減税は、大きく分けて二つ

の方法がある。一つは、法人税率引き下げである。法人税率引き下げは、税引き後の企業収益に直接影響を及ぼすことから、国内への企業立地を促すと考えられる。もう一つは、設備投資の償却率の拡大である。償却率の引き上げは企業の立地選択にも影響を与えるが、それよりも既に日本で活動している企業の投資を拡大させる効果が強い。こうした政策のなかには、2007年度の減価償却率の引き上げや租税特別措置として実施されている研究開発促進税制や中小企業投資促進税制等がある。

これまで日本では、景気対策の視点から投資促進策が採用されることが多く、法人税率の引き下げが遅れていた。その結果、日本の法人税率（地方税を含む）は、米国と並んで経済協力開発機構（OECD）諸国のなかで最も高く、ドイツ（30%）や英国（28%）より10%程度高い状況にある（図表3）。鳩山新政権は、効果のない租税特別措置を廃止し、中小企業に対する法人税率引き下げを実施しようとしているから、これは結果として投資拡大よりも企業立地を優先する政策になっていると解釈できる。国際的な資本移動の重要性が増していることを考えれば、こうした政策の方向性は妥当であろう。あとは、こうした流れを大企業を加えた企業全体に広げていくことが大切である。

法人税率をどの程度引き下げるべきか

日本がどの程度法人税率を引き下げるべきかを考えるとき、念頭に置かなければならないのは諸外国の法人税率との比較である。グローバル化された経済

●図表3 法人税率の国際比較

(単位: %)				
	日本	米国	英国	ドイツ
法人税率	40	40	28	30
日本との差	—	0	12	10
平均実効税率	29	25	24	26
日本との差	—	4	5	3

(注) 1. 法人税率は法定税率を指し、地方税を含む。
2. 平均実効税率は筆者の試算値。
(資料) 各国資料よりみずほ総合研究所作成

では他国の法人税制が日本国内からの資本流出を招く恐れがある。現在、アジア諸国はシンガポールを中心に積極的な法人税率の引き下げを行っており、日本もその影響を受けざるを得ない。一般に途上国はアグレッシブな税率引き下げを行うため、日本がそれに対応するのは困難である。日本が当面参考にできるのは、同様の立場に置かれている英国やドイツなどの欧州先進国の法人税率と考えられる。

企業の法人税負担を国際比較する上で重要なことは、企業立地に対して影響を与えるのは「法人税率」(法定税率)ではなく、「平均実効税率」であることである。「平均実効税率」とは、「法人税率」のみならず課税ベース(課税所得)も考慮に入れた税率で、企業が直面する実質的な税率を指す。「法人税率」の低下は、税引き後収益の増加を意味するから日本への立地インセンティブが増すが、税率がそのままでも課税ベースが縮小(償却率が上昇)すればその分だけ日本での投資コストが低下するから、日本での立地が有利になる。

筆者の計算では、日本は課税ベースが狭いため、「平均実効税率」を英国やドイツ並みに低下させるために必要な「法人税率」の引き下げ幅は5%程度である。現在、日本と英国(またはドイツ)の「法人税率」の差は10%以上あるが、日本は課税ベースが狭いため、必ずしも法人税率をその差だけ引き下げなくても日本の「平均実効税率」は十分に低下する。5%程度の「法人税率」引き下げであれば、決して非現実的な改革とは言えず、「法人税率」による減収分を賄うマイルドな消費税増税との抱き合わせで考えることもできよう。

「法人 VS. 個人」の構図を超えて

最後に、「法人税減税+消費税増税」という組み合わせについて言及したい。「法人税減税+消費税増税」という組み合わせは、政治的には受けが悪く、とりわけ家計重視の政策を推進する鳩山新政権にとっては都合の悪い政策に映るかもしれない。しかし、税

制改革が「法人 VS. 個人」という枠組みで議論される限り必要な改革は進まないため、こうした対立の構図に対する誤解をとく必要がある。

わが国の消費税は、欧州連合(EU)型の付加価値税を参考にしたものであり、「企業収益+賃金」が課税される。これが、製品価格に転嫁されて最終的には消費者によって負担される。それゆえ、消費税という名がつけられている。しかし、転嫁がうまくいかなければ生産・流通段階のどこかで企業が消費税を負担することになり、実質的な消費税の負担者は法人になる。一方で、法人税の場合は、表面的には法人が税を負担しているようにみえるが、仮にそれがすべて製品価格に転嫁されれば、実質的に法人税を負担するのは消費者になる。このように考えると、法人税と消費税の本質的な違いは、税が製品価格に転嫁される仕組みがあるか否かであり、最終的に消費者に税が転嫁されるという意味では両者は共通している。もちろん、法人税の真の負担者が個人だとしても、法人税と消費税では個人間の税負担構造が異なるのが普通であり、それに対する配慮は必要である。しかし、表面的な税負担ではなく真の税負担を考慮すれば、少なくとも法人税減税と消費税増税の議論を「法人 VS. 個人」という対立軸で捉えることが適切ではないことが理解できよう。

企業が成長すれば、日本経済のパイが拡大し、税収の増加が期待される。企業という成長の金の卵をつぶしてしまえば、雇用者の所得が減り、財政赤字を埋めるために消費税率のより大幅な引き上げが必要になるかもしれない。新政権は、4年間の消費税率引き上げの凍結を約束したことで、法人税減税のような成長政策を採用する余裕がなくなっているように見受けられる。今後は、より中長期の視点から、成長戦略を含めた柔軟でバランスのとれた政策を実施していくことが求められよう。■

みずほ総合研究所 政策調査部
主任研究員 鈴木将覚
masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp